

Ⅲ 横田飛行場 (Yokota Air Base)

(令和6.1.1現在)

所在地	立川市 昭島市 福生市 武蔵村山市 羽村市 瑞穂町 (埼玉県狭山市)	
土地面積	東京都分 7,136,404㎡ (民有27,167㎡、公有 33,820㎡、 国有 7,075,418㎡) 全区域 7,139,452㎡ (民有27,167㎡、公有 33,820㎡、 国有 7,078,466㎡)	
施設内容	施設番号	FAC3013
	管理部隊	米空軍第374空輸航空団
	使用部隊	在日米軍司令部 第5空軍司令部 第374空輸航空団ほか
	用途	飛行場 (滑走路 3,350m×60m、住宅、学校、事務所ほか)
	常駐機 (資料44)	C-130 ハーキュリーズ (輸送機)、C-12 ヒューロン (人員輸送機) UH-1N ヒューイ (ヘリコプター)、CV-22オスプレイ
共同使用	自衛隊、瑞穂町、東京電力パワーグリッド (株)、 西武鉄道 (株)、福生市	

※土地面積は四捨五入のため、合計が一致しないことがある。

1 基地の沿革

当施設は、昭和 15 年に旧陸軍立川飛行場の付属施設陸軍多摩飛行場として設置され、昭和 17 年には陸軍航空審査部が置かれ、陸軍の新鋭機や試作機のテスト飛行が行われていたが、昭和 20 年 9 月、米軍に接收された。昭和 20 年 10 月、民有地を接收して滑走路を延長し、当時の北多摩郡村山町 (現武蔵村山市) の地名を取って「横田飛行場」とされ、基地の規模は、面積が 4,460,000 ㎡、滑走路が 1,300m であった。

朝鮮戦争 (昭和 25 年 6 月 ~ 昭和 28 年 7 月) により、極東空軍爆撃司令部の連隊が駐留し、当施設は、B-29 爆撃機や戦闘機が配置されるなど国連軍の主要な基地となった。この頃から、軍用機のジェット化、大型化が進み、基地は大幅に拡張され、昭和 35 年には 3,350m の滑走路を完備し、現在と同規模の飛行場となった。

昭和 46 年、戦闘機部隊は沖縄へ移駐し、この頃から、横田飛行場は中継輸送基地として^{ひなび}兵站

基地の性格が強くなり、ベトナム戦争の激化 (昭和 47 年 4 月北爆再開) に伴い中継輸送基地としての重要性を増した。昭和 47 年 6 月には、ミドルマーカー (中間電波誘導信号所) が設置され、C-5 ギャラクシー等による輸送活動が活発に行われ、航空機による騒音等の問題が深刻化した。このような中で、昭和 40 年から昭和 49 年にかけて、基地南側の昭島市住民約 570 世帯の集団移転が行われた。

昭和 48 年 1 月、日米安全保障協議委員会において、関東平野にある米空軍施設を横田飛行場に整理統合する計画、いわゆる「関東計画」が合意された (資料 18)。昭和 49 年 11 月には、在日陸海空三軍の調整等を主任務とする在日米軍司令部及び日本・韓国の米空軍を統括する第 5 空軍司令部が府中空軍施設 (後の府中通信施設) から当施設に移転した。

昭和 50 年 9 月、C-130 ハーキュリーズを配した第 345 戦術空輸部隊が移駐し、減少してい

た航空機の離着陸が再び増加した。また、昭和58年1月には、米空母ミッドウェー艦載機の訓練が実施され、以来、横須賀基地を母港とする空母艦載機の着陸訓練が平成12年度まで年数回実施されていた。

平成元年、フィリピンのクラーク基地から5部隊が移駐した。また、これとは別に、米軍は、太平洋地域におけるC-130部隊の整理統合を行うため、クラーク基地に置かれていた第21戦術空輸中隊を横田飛行場に移駐させ、それ以前から横田飛行場にあった第316戦術空輸群と合体して第374戦術空輸航空団を編成した。さらに平成4年4月、第475航空団と第374戦術空輸団が合併し、第374空輸航空団に再編成され、横田基地の管理部隊として活動を開始した。

平成13年3月には、滑走路の改修工事が行われ、10月からは、滑走路の北側半分と南側半分に交互に閉鎖して工事を実施し、平成14年6月末に終了した。

平成15年9月には、常駐機であるC-9ナイチンゲールが退役となった。それに伴い、C-9が所属していた横田基地の第374運用群・第374航空医療搬送中隊は解散し、新たに航空医療任務を支援するため嘉手納基地に第18航空医療搬送中隊が設置された。退役したC-9の代替機の配属、嘉手納基地の所属航空機数の変更はなく、航空医療支援任務は、KC-135空中給油／輸送航空機（嘉手納基地所属）が引き継ぐこととなった。

平成19年1月には、第13空軍第1分遣隊が設置され、同年6月には第459空輸中隊所属のC-21リアジェット4機が退役し、新たにC-12ヒューロン3機が配備された。

平成19年11月には、国連軍後方司令部がキ

ャンプ座間から移転した。

また、平成20年6月には、第515航空機動運用群が発足した。

平成24年には太平洋空軍の有事の指揮系統再編に伴い、第13空軍が廃止され、横田基地に駐留している第13空軍第1分遣隊が第5空軍に吸収されることとなった。

平成29年以降、米空軍の無人偵察機グローバルホークが計6回（平成29年5機、令和元年4機、令和2年と3年は各6機、令和4年は2機、令和5年は3機）、横田飛行場に一時展開された。

2 基地をめぐる動き

昭和47年9月、都は、基地内の都有地（水道用地）の明渡しを求める訴訟を提起したが、昭和54年10月、基地を取り巻く情勢を勘案して訴訟を取り下げた。また、昭和48年の関東計画に対し、都及び周辺の市町は、横田基地の機能強化と恒久使用をもたらすものであるとして、これに反対して国に抗議した。

昭和51年4月、横田基地周辺住民は、国に対し、米軍機の夜間飛行の禁止等を求める騒音公害訴訟を提起し、その後も断続的に提訴している（詳細はp.48～50を参照）。

平成3年7月、都は、都市計画局長名で、横田飛行場と多摩サービス補助施設について、住民生活への影響が大きいとともに多摩のまちづくりを進める上で重要な空間であることを理由に、東京防衛施設局長宛て早期返還への尽力を要請した。

平成8年11月、横田基地に起因する問題の解決を図るため、都と横田基地周辺の立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町の

5 市 1 町による「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」が発足した。以来、協議会として、国及び米軍に対し、基地問題の解決に向けた総合要請や横田基地に起因する諸問題に対する個別の要請を随時行っている（資料 89～95）。

平成 9 年 6 月には、それまでキャンプ・ハンセン（沖縄県）で実施されていた県道 104 号線越え実弾射撃訓練が北富士演習場を含む国内の演習場で分散実施されたことに伴い、米海兵隊 130 名が民間航空機で横田基地へ飛来した。

「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」では、海兵隊員等の輸送に際して、周辺住民に対する安全対策に万全を期すよう、同協議会として要請を行った。

平成 13 年から平成 29 年までの間、毎年、都総合防災訓練の会場の一つとして横田基地を使用し、物資・人員などの広域輸送訓練を実施した。また、平成 18 年以降、米軍が同訓練に参加している。

3 航空自衛隊航空総隊司令部の移駐

「再編実施のための日米のロードマップ」（資料 23）に基づき、航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、平成 24 年 3 月に府中基地から横田飛行場へ移転し、運用を開始した。

現在、航空総隊司令部及び関連部隊として、航空総隊司令部、航空戦術教導団司令部、作戦情報隊、作戦システム運用隊、横田気象隊、横田地方警務隊の 6 つの部隊がある。

また、移転に合わせ、日米司令部組織間が日本の防衛のための共同対処に資する機能を果たすための共同統合運用調整所を設置し運用を開始した。

4 CV-22 オスプレイの配備

平成 27 年 5 月 11 日、米国政府から日本政府に対し、平成 29 年後半から空軍仕様の CV-22 オスプレイを横田基地に配備する旨の接受国通報があり、翌 12 日に米側が最初の 3 機を平成 29 年後半に配備し、平成 33 年（2021 年）までに計 10 機を配備する予定であることを公表した。

都は、翌 13 日、国に対し、CV-22 オスプレイの配備については、国の責任において地元自治体や周辺住民に対して十分な説明責任を果たすとともに、安全対策の徹底と環境への配慮等を米国に働きかけるよう要請を行った。

平成 27 年 10 月 15 日、国は、米側が作成した「CV-22 の横田飛行場配備に関する環境レビュー」を公表した。

その後、平成 29 年 3 月 14 日に、米国政府から、CV-22 オスプレイの横田基地配備について、2020 年米会計年度（2019 年 10 月～2020 年 9 月）へ配備予定を延期するとの発表があった。

さらに、平成 30 年 4 月 3 日、米国は、平成 29 年に発表したスケジュールを変更し、平成 30 年夏頃に、CV-22 オスプレイ 5 機を横田飛行場に配備すると公表した。また、今後数年間で段階的に計 10 機の CV-22 オスプレイと約 450 人の人員を配備するとした（資料 31 及び 32）。

これに基づき、平成 30 年 10 月 1 日、CV-22 オスプレイ 5 機が横田飛行場に配備され、令和 3 年 7 月 6 日に、既に配備されている部隊に追加されるものとして 1 機が横田飛行場に到着した旨米側から説明があったと、国は同年 7 月 20 日に公表した。また、令和元年 7 月 1 日、運用部隊が、第 21 特殊作戦中隊及び第 753 特殊作戦航空機整備中隊に変更された。今後、令和 6 年

頃までに計 10 機体制となる予定とされている。

都は、CV-22 オスプレイの配備計画発表以降、国及び米軍に対し、迅速かつ正確な情報提供、安全対策の徹底、生活環境への配慮などについて、複数回にわたって要請を行った（資料 33～41）。これに対し、米国は、CV-22 オスプレイの飛行運用に際しては、MV-22 オスプレイに関する日米合同委員会合意を含む既存の全ての日米合意を遵守する旨、明言している（資料 30）。

業務を行うことが不可欠である。今後とも、横田空域及び管制業務の早期全面返還の実現と、同空域の活用による首都圏空域の効率的な運用を国に働きかけていく。

* 横田空域の返還については、p. 71～72 を参照

5 横田基地の軍民共用化への取組

都は、横田基地を民間の航空機と共用して活用する軍民共用化について様々な取組を進めている。

横田基地の軍民共用化は、空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上など、首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより、首都圏ひいては日本経済の発展にも資するものである。

今後とも、着実に日米協議を進め、共用化を早期に実現するよう国に求めていく。

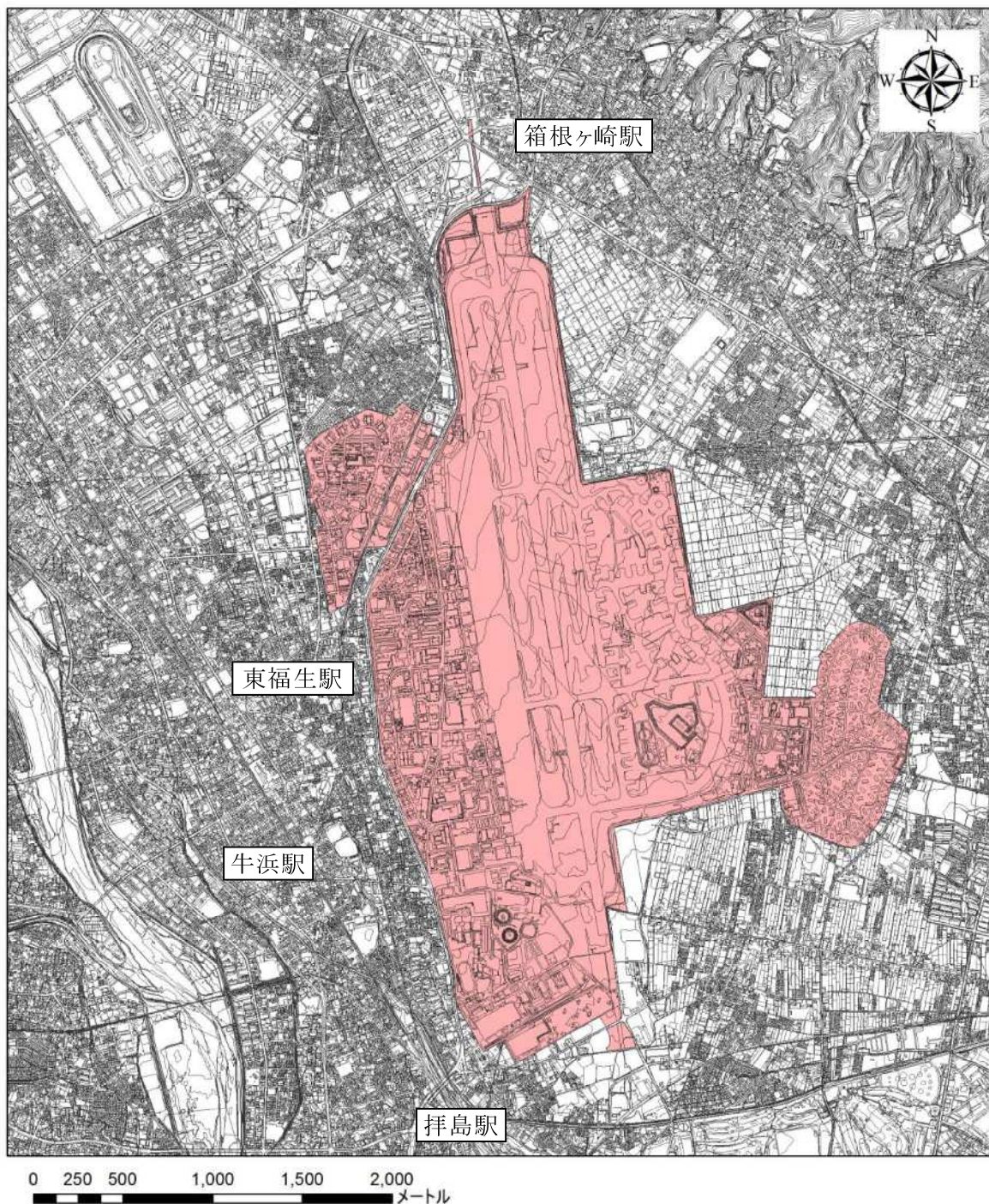
* 横田基地の軍民共用化については、p. 70 を参照

6 横田空域及び管制業務の返還

東京の西の空には、在日米軍が管理する「横田空域」が一都九県にまたがる広大なエリアに広がっている。

都は、かねてより、同空域及び管制業務の返還を国に働きかけており、平成 20 年 9 月には一部返還が実現したところであるが、依然、民間航空機の運航の支障となっている。より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくためには、横田空域を全面返還させ、首都圏の空域を再編成し、我が国が一体的に管制

横田飛行場位置図



この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を複製（31 都市基交第 968 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

《 経緯 》

昭15	旧陸軍飛行場第5連隊（立川）付属多摩飛行場として設置
20.9.6	米軍が接收
25.6	朝鮮戦争勃発（～28年7月）、この時期から、軍用機のジェット化に伴い、滑走路が拡張される
35	滑走路が延長され、オーバーランを含め現在の規模となる
36.2	昭島市、福生町、村山町、砂川町、瑞穂町の1市4町が「横田基地爆音対策協議会」を結成
38.12	横田基地爆音対策協議会及び保谷町議会は、米軍のF105戦闘機の横田移駐反対を決議し、都に要望書を提出
39.4.17	日米合同委員会において、横田飛行場における航空機騒音の軽減措置について合意
42.10.20	都は、F-4ファントム機配備反対に関する要望書を国に提出
46.8.19	日米合同委員会において、グラントハイツ及び武蔵野住宅地区の施設を基地東側弾薬庫跡地へ移転することに合意
47.8.5	都は、国に対し、基地内都有地の使用を不許可とし、明渡しを請求
9.22	都は、国を相手として東京地裁に基地内都有地の明渡し請求を提訴 国は、都に対し、都有地使用不許可処分について審査請求
48.10	米空母ミッドウェーが横須賀を事実上の母港化
48.1.23	第14回日米安全保障協議委員会において、関東計画に基づき空軍施設を横田飛行場に集約することに合意
49.3	昭和40年から始まった、滑走路南側の昭島市堀向地区住民570世帯の移転が完了
11.7	在日米軍司令部及び第5空軍司令部が府中空軍施設から移転
50.3.10	政府は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づき、横田基地を特定防衛施設に指定
7.19	立川・横田基地対策協議会は、第345戦術空輸部隊の移駐中止を決議
9	C-130ハーキュリーズを配した第345戦術空輸部隊が沖縄から移駐
51.4.28	住民は、国を相手に夜間飛行の差止め及び損害賠償請求を東京地裁八王子支部に提訴（第1次公害訴訟）
52.11.17	第2次公害訴訟提訴
53.5.13	国は、都知事の都有地使用不許可処分審査請求裁決不作為違法確認の訴えを東京地裁に提起
54.2.19	東京地裁は、「裁決不作為は違法」と判決
2.23	日米合同委員会において、国道16号線拡幅用地として基地の一部返還合意
4.27	上記の代替として、国有地約3.2ha（住宅施設建設用地）を追加提供
9.13	法務省入国管理事務所から庁舎新設用地として約750㎡の返還申請があり、昭和55年9月16日米側が条件付きで返還に同意
10.8	基地内都有地明渡し訴訟取下げ
55.8.29	熊川交差点拡幅用地として南側アプローチ用地約740㎡を返還
56.7.13	第1次・第2次公害訴訟第一審判決（損害賠償認容、夜間飛行差止め却下）
8.13	法務省入国管理事務所の建物用地約750㎡を返還
57.7.21	第1次・第2次訴訟団の家族605名からなる第3次公害訴訟提訴
58.1.5	米海軍空母艦載機の飛行訓練が始まる
10.8	都市計画局長と環境保全局長連名で、関係政府機関に空母艦載機の飛行訓練について、住民への配慮を要請
60.9.10	国道16号線の拡幅用地約39,000㎡を返還
62.7.15	第1・第2次公害訴訟控訴審判決（損害賠償額積み増し、夜間飛行差止め却下）

63. 9. 20	進入灯保安用地として国有地約230㎡の追加提供が閣議決定
平元. 3. 15	第3次公害訴訟判決（損害賠償認容、夜間飛行差止め却下）
12	太平洋地域におけるC-130部隊を整理統合し、第374戦術空輸航空団を編成
3. 7. 3	都知事は、米軍当局と政府関係機関に対し、空母艦載機の飛行訓練中止を要請
7. 3	都は、都市計画局長名で、東京防衛施設局長宛て横田飛行場と多摩サービス補助施設の早期返還への尽力を要請
7. 10	昭島市長は、知事宛て横田基地の民間空港化及び共同使用化に反対する要請書提出
9. 11	空母インディペンデンスが、空母ミッドウェーに代わり米海軍横須賀基地に配備
12	2区8市の議会から知事宛て横田基地等の返還を求める意見書提出
4. 4	第374空輸航空団が再編され、基地の管理部隊として活動開始
5. 10. 25	横田基地内において貯油タンク内の航空機燃料が漏出したことが判明
11. 18	日米合同委員会において、横田飛行場における夜10時から朝6時までの飛行制限合意
6. 3. 31	第3次公害訴訟東京高裁判決（原告、被告ともに上告せず確定）
12. 12	第4次公害訴訟提訴
8. 4. 10	住民は、国及び米国政府を相手とした新横田基地公害訴訟1次提訴
5. 27	都知事は、横田基地周辺等を視察し、あわせて横田基地周辺市町長と会談
11. 11	横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会（5市1町協議会）発足
9. 2. 12	住民は、新横田基地公害訴訟2次提訴
2. 17	5市1町協議会は、国及び米軍に対し、横田基地対策に関して要請（総合要請）、（平成8年度横田基地
18	対策に関する要望書）
10. 29	5市1町協議会は、国及び米軍に対し、平成9年度総合要請実施。以降、毎年度同時期に実施
10. 3. 27	都議会は、「横田基地及び厚木基地周辺の総合的な航空機騒音防止対策の推進に関する意見書」を国に提出
4. 20	住民は、新横田基地公害訴訟3次提訴
8	空母キティホークが、空母インディペンデンスに代わり米海軍横須賀基地に配備
11. 4. 23	瑞穂町長は、都に対し、横田基地の返還を歓迎し軍民併用に反対する要望書を提出
6. 2	都知事が基地及び基地周辺を視察、5市1町協議会臨時会を開催
6. 3	武蔵村山市長は、都に対し、横田基地の共用化に当たり騒音等環境問題への配慮、基地周辺の整備等を求める要望書を提出
6. 23	昭島市長は、都に対し、横田基地の軍民共同使用に反対する要望書を提出
6. 28	都は、返還までの対策として、横田基地の民間機就航を国に要請
7. 14	都議会は、横田基地と多摩サービス補助施設の返還と多摩サービス補助施設の共同使用を求める意見書を全会一致で可決
10. 27	都は、返還までの対策として、横田基地の民間機就航を国に要請。民間航空機が就航した場合を想定した「横田基地に関する調査・概況調査報告書」を発表
11. 24	瑞穂町長は、都に対し、横田基地の共用化推進に反対する要望書を提出
25	「横田基地の民間利用を考える会」（第1回）を開催 昭島市長は、都に対し、「横田基地の民間利用を考える会」の発足は軍民共同利用を推進するものであるとして、遺憾の意を表明する要望書を提出
12. 2	立川市長は、都に対し、横田基地の軍民共用化推進は容認できないとして、要望書を提出
12. 5. 17	「横田基地の民間利用を考える会」（第2回）を開催

8. 24	住民は、新横田基地訴訟4次提訴
10. 6	「横田基地の民間利用を考える会」(第3回)を開催
30	多摩地区の7商工会議所及び23商工会が「第3回多摩経済サミット」を開催し、横田基地の共同利用等に関する共同宣言を採択
11. 1	東京都商工会連合会は、都に対し、横田飛行場の民間航空利用の早期実現を求める要望書を提出
8	5市1町協議会は、国及び米軍に対し、基地問題の解決のために、新たに基地の整理・縮小・返還も含めた対策を求めていくことで合意(22日から要請実施)
13. 1. 29	昭島市長は、都に対し、横田基地の民間空港利用に反対する要請書を提出
	瑞穂町長は、都に対し、横田基地の軍民共用化に反対する陳情書を提出
3	滑走路改修工事開始
3. 29	都議会は、横田空域の返還を求める意見書を可決
6. 25	都は、横田空域及び管制業務の返還を初めて国に要請
8	東京都町村会及び町村議会議長は、「平成14年度東京都予算編成に対する要望事項」を提出し、横田基地の軍民共用化を推進しないよう要請
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用(1回目)
11. 12	都内中小企業6団体が「中小企業再生フォーラム」を開催し、横田基地の民間利用促進等を求める決議を採択
12. 19	都議会は、横田基地と多摩サービス補助施設の返還と多摩サービス補助施設の共同使用を求める意見書を全会一致で可決
14. 1. 23	「横田基地の民間利用を考える会」(第4回)を開催
4. 12	新横田基地騒音公害訴訟第1次上告審判決(対米国政府分)
5. 30	新横田基地騒音公害訴訟第1～3次第一審判決(対日本政府分)
5. 30	新横田基地騒音公害訴訟第2・3次第一審判決(対米国政府分)
6	滑走路改修工事終了
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用(2回目)
10.	都知事は、軍民共用化について理解を求めるため、訪米し、米国政府要人等と会談
15. 5. 13	第4次横田基地騒音公害訴訟第一審判決
5. 23	日米首脳会談で、軍民共用化について検討することで合意
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用(3回目)、周辺5市1町参加
9	C-9ナイチンゲールが退役。それに伴い、C-9が所属する第374運用群・第374航空医療搬送中隊が解散
11	都知事は、軍民共用化について理解を求めるため、ハワイで米太平洋軍司令官と会談
12. 17	政府関係省庁と都は、軍民共用化について実務レベルで協議する「連絡会」を設置
16. 5. 17	瑞穂町長及び町議会議長は、都に対し、米軍横田基地の軍民共用化に反対する抗議文を提出
5. 20	昭島市長及び昭島市議会議長は、都に対し、横田基地の軍民共同使用に反対する要請書を提出
5. 28	関東地方知事会は、「横田飛行場の民間航空利用等の早期実現」(横田空域と管制業務の返還を含む。)を国に要請
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用(4回目)、周辺5市1町参加
9. 30	瑞穂町長は、都に対し、横田基地の軍民共用化に関する情報提供について要請文を提出
17. 9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用(5回目)、周辺5市1町参加
9. 30	財団法人統計研究会の主催で「横田の民間航空利用の効果を検証する公開シンポジウム」を開催
10. 20	横田飛行場に係る第一種区域等の指定及び指定解除が告示

11	都知事は、軍民共用化について理解を求めため、渡米し、米国防副次官補と会談
11.28	多摩地域商工会・商工会議所 26 団体が「横田基地軍民共用化推進協議会」を設立
11.30	新横田基地騒音公害訴訟第 1～3 次控訴審判決(対日本政府分)
18. 5. 1	日米両政府において「再編実施のための日米のロードマップ」が出され、航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊の横田飛行場への移転、横田空域の一部返還、軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討の実施が明記された。
5.17	地元青年会議所の主催で「未来へ TAKE OFF!」～横田から東京が変わる～を開催
5.	都が首都大学東京と連携し「軍民共用具体化検討委員会」設置
5.25	JAL と ANA が国と都に「横田飛行場の軍民共同使用に関する要望書」提出
7. 7	昭島市長、昭島市議会議長及び基地対策特別委員長は、都に対し、横田基地の軍民共同使用について要請書を提出
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（6 回目）、周辺 5 市 1 町参加
9.28	横田空域の一部について、横田ラプコンが必要としないとき、従来と比較して 2,000 フィート低い高度で横田空域を通過する運用を開始
10.12	日米両政府において軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する実務的な検討組織であるスタディグループが立ち上がった。
10.27	横田空域のうち、日本側に返還される空域について日米合同委員会で承認され、日米両政府で合意
19. 1. 5	米軍第 13 空軍の第 1 分遣隊が設置
5.18	教育訓練及び調査研究を目的として、横田ラプコン施設へ自衛隊管制官が配置
5.30	八都府市首脳会議が、横田飛行場の民間航空利用等の早期実現について、国に要望することを決議
6. 8	八都府市首脳会議において横田飛行場の民間航空利用や横田空域及び管制業務の全面返還の早期実現に向けた要望書を内閣総理大臣及び関係大臣に提出
6.12	昭島市長は、八都府市首脳会議及び都に対し、横田基地の軍民共同使用について要請書を提出
6.13	瑞穂町長は、八都府市首脳会議及び都に対し、横田飛行場の民間航空利用等の早期実現についての要望書の提出に対する抗議を提出
6.21	国土交通省の交通政策審議会航空分科会が、共用化に向けた取組を積極的に推進する必要があると答申
7.12	日米合同委員会において、自衛隊航空総隊司令部庁舎施設等の用地として約 20,000㎡を共同使用することが合意された。
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（7 回目）、周辺 5 市 1 町参加
9. 8	総理大臣が米大統領に共用化の実現に向けた検討について協力を要請
10.19	都知事が軍民共用化の早期実現について駐日米国大使に協力を要請
11. 2	国連軍後方司令部がキャンプ座間から横田飛行場へ移転
11. 8	外務大臣が米国防長官と会談し、軍民共用化に関する日米協議を継続していきたいと発言
20. 3.27	「横田基地軍民共用化推進セミナー」の開催
7.	第 4 次横田基地騒音公害訴訟第二審判決
8.31	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（8 回目）、周辺 5 市 1 町参加
9.25	横田空域の一部返還が実現 原子力空母ジョージ・ワシントンが、空母キティホークに代わり米海軍横須賀基地に配備
10.29	関東地方知事会において米新政権下における横田基地の軍民共用化の早期実現や横田空域及び管制業務の全面返還を国に要望することを決議
11.12	八都府市首脳会議において米新政権下における横田基地の軍民共用化の早期実現や横田空域及び管制業務の

	全面返還を国に要望することを決議
21. 2. 10	日米合同委員会において、一部土地（483 m ² ）を道路用地として瑞穂町と共同使用することを合意
21. 4	第4次横田基地騒音公害訴訟上告棄却
8. 30	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（9回目）、周辺5市1町参加
11. 18	八都県市首脳会議が横田基地の軍民共用化や横田空域及び管制業務の早期全面返還を重点取組の一つとする「日本再生の成長エンジンである首都圏の権能強化」を国に要望することを決議
22. 8. 3	首都圏連合フォーラムが、横田空域の返還及び横田基地の軍民共用化に向けた重点的な取組を含めた「首都圏の社会資本整備に関する提言」を国に提出
8. 29	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（10回目）、周辺5市1町参加
11. 15	九都県市首脳会議が横田基地の軍民共用化の早期実現や横田空域の早期返還の実現を含めた「首都圏の航空政策に関する提言」を国に提出することを決議
11. 18	横田基地の活用を含めた「首都圏におけるビジネス航空受入れ体制強化に向けた取組方針」を策定
11. 25	九都県市首脳会議が、横田基地の軍民共用化に向けて重点的に取り組むよう国に提言
12. 17	「横田基地軍民共用化推進セミナー」の開催
23. 3. 11	東日本大震災発生 米軍が「トモダチ作戦」を展開（横田基地に作戦司令部が設置される）
10. 29	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（11回目）、周辺5市1町参加
24. 3. 26	航空自衛隊航空総隊司令部が横田基地へ移転し、運用開始
4. 13	都知事が米国務次官補に、共用化の早期実現を要請
4. 30	日米首脳会談で総理大臣から米大統領に、共用化の検討を要請
7. 17	共用化に関する政府関係省庁と都による局長級会議開催
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（12回目）、周辺5市1町参加
10. 23	関東地方知事会が、横田基地の軍民共用化や横田空域及び管制業務の早期全面返還に向けて重点的に取り組むよう国に提言することを決議
12. 12	第9次横田基地公害訴訟原告団が国を提訴
25. 3. 26	第2次新横田基地公害訴訟原告団が国を提訴
7. 31	横田基地公害訴訟提訴（第2次新横田 第2陣）
10. 11	瑞穂町は、道路として一部土地（483 m ² ）の共同使用を開始
10. 24	関東地方知事会が、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援に係る国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
11. 23	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（13回目）
11. 12	九都県市首脳会議が、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援に係る国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
26. 7.	国土交通省 交通政策審議会 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の「中間取りまとめ」の中で、「その他の空港の活用等」として議論
8. 30	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（14回目）、周辺5市1町参加
10. 22	関東地方知事会が「日本の成長を支える国際政策の取組について」の国への要望の中で、共用化及び横田空域返還の早期実現の要望を決議
27. 2. 2	多摩地域商工会・商工会議所28団体が「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」を設立
5. 12	米国防省は2017年後半から2021年までにCV-22オスプレイ計10機を横田基地に配備する計画を発表
8. 6	都と横田基地第374空輸航空団は、日米合同委員会合意に基づく災害準備時基地立入りに係る協定を締結

10. 15	国は、米側から提供を受けた「CV-22 の横田飛行場配備に関する環境レビュー」を公表
10. 21	関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用など、将来を見据えた首都圏空港の機能の更なる強化に向けた検討促進や、横田空域の返還の早期実現の要望を決議
28. 4. 14	熊本地震発生 在日米軍が災害救援活動を実施（横田基地第 374 空輸航空団が航空機を派遣）
5. 12	関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用など、将来を見据えた首都圏空港の機能の更なる強化に向けた検討促進や、横田空域の返還の早期実現の要望を決議
9. 4	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（15 回目）、周辺 5 市 1 町参加
29. 3. 14	米国防省は CV-22 オスプレイの配備を 2020 米会計年度（2019 年 10 月～2020 年 9 月）に延期することを発表
5. 1	米空軍のグローバルホークが横田基地に一時展開（平成 29 年 10 月まで）
8. 30	首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望
9. 3	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（16 回目）
10. 11	第 2 次新横田基地公害訴訟第一審判決
30. 4. 3	在日米軍が CV-22 オスプレイの横田飛行場配備について発表
8.	首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業促進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望
10. 1	5 機の CV-22 オスプレイが横田飛行場に配備
11. 30	第 9 次横田基地公害訴訟第一審判決
31. 1. 19	羽田空港の新飛行経路運用のため、横田空域を一時的に通過することについて在日米軍と基本合意
1. 28	「国と東京都の実務者協議会」において、東京 2020 大会期間中の横田基地の民間航空利用について協議することを合意
令 1. 6. 6	第 2 次新横田基地公害訴訟第二審判決
8. 5	横田基地への米空軍グローバルホーク一時展開開始（令和元年 10 月 2 日に帰投）
10. 15	多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会が、都に「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催時における横田飛行場の民間利用促進に関する要望書」提出
2. 1. 23	第 9 次横田基地公害訴訟第二審判決
2. 5. 30 頃	米空軍のグローバルホークが横田基地に一時展開開始（令和 2 年 10 月まで）
9. 14	多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会が、都に「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催時における横田飛行場の民間利用促進に関する要望書」提出
2. 12. 9	第 2 次新横田基地公害訴訟上告棄却
3. 1. 27	第 9 次横田基地公害訴訟上告棄却
3. 5 月下旬	米空軍のグローバルホークが横田基地に一時展開開始（令和 3 年 10 月まで）
3. 7. 6	横田基地に CV-22 オスプレイ 1 機が到着
3. 7. 20	7 月 6 日に、既に配備されている部隊に追加されるものとして CV-22 オスプレイ 1 機が横田飛行場に到着した旨米側から説明があったと、国は公表
4. 3. 18	多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会が、都に「横田飛行場の民間利用促進に関する要望書」提出

4.5月中旬	米空軍のグローバルホークが横田基地に一時展開開始（令和4年10月まで）
4.6.20	第3次新横田基地公害訴訟原告団が国を提訴
5.3.23	多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会が、都に「横田飛行場の民間利用促進に関する要望書」提出
5.5月中旬	米空軍のグローバルホークが横田基地に一時展開開始
6.3.28	多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会が、都に「横田飛行場の民間利用促進に関する要望書」提出